

議案第2号

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例（平成3年北上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した<u>場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u>（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金を</u>支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第9条の4 第21条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した<u>場合には、同項に規定するところにより控除すべき額</u>（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を</u>支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第9条の4 第21条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割</p>

の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第25条第1項、附則第29条第1項、附則第30条第1項、附則第30条の2第1項又は附則第31条第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第11条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第21条の2第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第25条第3項の規定による申告書の提出（第26条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、市長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付するこ

の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第25条第1項、附則第29条第1項、附則第30条第1項、附則第30条の2第1項又は附則第31条第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除額に係る申告の特例等）

第11条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第21条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第25条第3項の規定による申告書の提出（第26条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、市長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付するこ

とを求めることができる。

2～4 [略]

第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第21条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

ことを求めることができる。

2～4 [略]

第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第21条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の北上市市税条例（以下「新条例」という。）第21条の2並びに附則第9条の4及び第11条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第21条の2第1項及び附則第11条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第11条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年

	6月1日前に支出したものに限る。)
送付	送付又は北上市市税条例の一部を改正する条例（令和元年北上市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の北上市市税条例附則第11条3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第11条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条に掲げる施行の日以後に支出する地方税法等一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

令和元年5月20日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除について、所要の改正をしようとするものである。